

令和4年7月8日

定例会議（7月）

歩行者の安全確保に関する車両運転者（自動車、バイク、自転車等）の義務

1. 横断歩道を横断する歩行者に対して

（道路交通法第38条 横断歩道等における歩行者等の優先）

- (1) 横断歩道を歩行者が横断しようとしている場合又は横断している場合は、横断歩道の手前で一時停止して、歩行者の通行を妨害しないようにする。（自転車横断帯の自転車も同じ。）

※ 妨害の例 ～ 車両の通行により、歩行者が横断できない、歩行者が横断中立ち止まる等の状態

- (2) 車両、樹木、電柱等で視界が遮られ、横断歩行者がいるかどうか明らかでない場合は、横断歩道の手前で停止できる速度（徐行）で通行する。横断歩行者が明らかにいない場合はそのまま通行できる。

2. 横断歩道のないところを横断する歩行者に対して

（道路交通法第38条の2 横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

交差点又はその直近で歩行者が横断している場合は、通行を妨害しない。歩行者が安全に横断できるよう減速、徐行、一時停止して歩行者の安全を確保する。

3. 横断歩道付近でのその他の違反（道路交通法第38条第2項、第3項）

- (1) 横断歩道やその手前で車両が停止しているときは、側方を通り前方に出る前に一時停止
 - (2) 横断歩道とその手前30mでの追い越し、追い抜き禁止
- 以上